

答弁書第一四八号

内閣参質一八九第一四八号

平成二十七年六月九日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

参議院議長 山崎 正昭 殿

参議院議員藤末健三君提出安全保障関連法案の用語の定義に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出安全保障関連法案の用語の定義に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「平和」とは、一般に、戦争がなくて世が安穏であることをいい、「独立」とは、一般に、他に束縛され又は支配されないこと、特に、国又は団体が、その権限行使の能力を完全に有することをいい、「安全」とは、一般に、物事が損傷したり、危害を受けたりするおそれのないことをいい、「事態」とは、一般に、事柄の有様やことの成り行きをいい、「存立」とは、一般に、滅びずに存在し続けることや存在して自立することをいうものと承知している。

なお、法令においては、様々な語を組み合わせることで条文とすることにより、規範としての一定の意味内容を表しているところ、そこで用いられる個々の語については、お尋ねの各語のように、その意味が日本語として一般に理解されるものである限り、その一つ一つについて定義をして用いているものではない。

